

山口県報

平成19年
12月28日
(金曜日)

目次

規則	一
港湾区域内における工事等の規制に関する規則の一部を改正する規則(港湾課)	一
山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(教育政策課)	一
告示	二
土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課)	二
土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	二
公告	五
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	五
土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)	五
換地計画書の縦覧(農村整備課)	五
選管告示	五
政治団体の名称等	六
政治団体の異動事項	六
解散等に係る政治団体の名称等	八
資金管理団体の名称等	九
資金管理団体の異動事項	九
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	二〇
政治資金規正法第十九条第三項第二号の規定の例による届出があった資金管理団体の名称等	二〇
監査公表	二〇
監査公表	二〇



港湾区域内における工事等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第百十号

港湾区域内における工事等の規制に関する規則の一部を改正する規則

港湾区域内における工事等の規制に関する規則(昭和三十二年山口県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「(別記第一号様式)に」の下に「、港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)第三条の五第一項第一号から第三号まで又は第二十七条の四第一項第一号から第三号までに規定する書類のほか、」を加える。

別記第一号様式(その三)の添付書類中7を8とし、1から6までを2から7までとし、2の前に次のように加える。

／ 港湾法施行規則第3条の5第1項第1号から第3号まで又は第27条の4第1項第1号から第3号までに規定する書類

附則

この規則は、平成二十年一月一日から施行する。

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第百十一号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則(昭和六十年山口県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表五の項及び別表第三の一の項中、「学生又は生徒」を「生徒又は学生」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第六百五十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十九年十二月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 起業者の名称
周防大島町
- 二 事業の種類
周防大島町立大島病院移転新築事業
- 三 起業地
 - (一) 収用の部分
大島郡周防大島町大字小松字世並津及び字平原地内
 - (二) 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
 - (一) 法第二十条第一号関係
周防大島町立大島病院移転新築事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十四号に掲げる施設に関するものである。
 - (二) 法第二十条第二号関係
本件事業の起業者である周防大島町は、公営企業局企業会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
 - (三) 法第二十条第三号関係
 - ア 本件事業の施行により得られる利益は、救急医療に必要な施設、長期にわたり療養を必要とする患者を入院させることができる施設等を整備することにより、起業地及びその周辺地域における医療水準の向上が図られることである。
 - イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施

設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、本件施設から排出される汚水等は合併処理浄化槽により処理されること並びに起業者の調査によれば起業地の周辺において起業者が保護のための特別措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は、軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、交通の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、救急医療に必要な施設、長期にわたり療養を必要とする患者を入院させることができる施設等を整備することにより起業地及びその周辺地域の医療水準の向上を図るため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所
周防大島町公営企業局

山口県告示第六百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成十九年十二月二十八日

山口県知事 二井 関 成

区域の名称	区域の範囲	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
御庄(一)	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御庄(二)	次の図のとおり	"
土生(一)	次の図のとおり	"

寺山 (一) (1)	上田 (一) (3)	上田 (一) (2)	上田 (一) (1)	保木 (一) (6)	保木 (一) (5)	保木 (一) (4)	保木 (一) (3)	保木 (一) (2)	保木 (一) (1)	角 (一) (4)	角 (一) (3)	角 (一) (2)	角 (一) (1)	土生 (一) (7)	土生 (一) (6)	土生 (一) (5)	土生 (一) (4)	土生 (一) (3)	土生 (一) (2)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

入野 (一) (3)	入野 (一) (2)	入野 (一) (1)	行正 (一) (3)	行正 (一) (2)	行正 (一) (1)	近延 (一) (7)	近延 (一) (6)	近延 (一) (5)	近延 (一) (4)	近延 (一) (3)	近延 (一) (2)	近延 (一) (1)	寺山 (一) (8)	寺山 (一) (7)	寺山 (一) (6)	寺山 (一) (5)	寺山 (一) (4)	寺山 (一) (3)	寺山 (一) (2)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

大山 (一) (11)	大山 (一) (10)	大山 (一) (9)	大山 (一) (8)	大山 (一) (7)	大山 (一) (6)	大山 (一) (5)	大山 (一) (4)	大山 (一) (3)	大山 (一) (2)	大山 (一) (1)	入野 (一) (12)	入野 (一) (11)	入野 (一) (10)	入野 (一) (9)	入野 (一) (8)	入野 (一) (7)	入野 (一) (6)	入野 (一) (5)	入野 (一) (4)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

伊房 (一) (5)	伊房 (一) (4)	伊房 (一) (3)	伊房 (一) (2)	伊房 (一) (1)	甘木 (一) (12)	甘木 (一) (11)	甘木 (一) (10)	甘木 (一) (9)	甘木 (一) (8)	甘木 (一) (7)	甘木 (一) (6)	甘木 (一) (5)	甘木 (一) (4)	甘木 (一) (3)	甘木 (一) (2)	甘木 (一) (1)	大山 (一) (14)	大山 (一) (13)	大山 (一) (12)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

柱野(一)(11)	柱野(一)(10)	柱野(一)(9)	柱野(一)(8)	柱野(一)(7)	柱野(一)(6)	柱野(一)(5)	柱野(一)(4)	柱野(一)(3)	柱野(一)(2)	柱野(一)(1)	竹安(一)(9)	竹安(一)(8)	竹安(一)(7)	竹安(一)(6)	竹安(一)(5)	竹安(一)(4)	竹安(一)(3)	竹安(一)(2)	竹安(一)(1)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

六呂師(一)(4)	六呂師(一)(3)	六呂師(一)(2)	六呂師(一)(1)	柱野(一)(27)	柱野(一)(26)	柱野(一)(25)	柱野(一)(24)	柱野(一)(23)	柱野(一)(22)	柱野(一)(21)	柱野(一)(20)	柱野(一)(19)	柱野(一)(18)	柱野(一)(17)	柱野(一)(16)	柱野(一)(15)	柱野(一)(14)	柱野(一)(13)	柱野(一)(12)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

叶木 (一) (6)	叶木 (一) (5)	叶木 (一) (4)	叶木 (一) (3)	叶木 (一) (2)	叶木 (一) (1)	六呂師 (一) (18)	六呂師 (一) (17)	六呂師 (一) (16)	六呂師 (一) (15)	六呂師 (一) (14)	六呂師 (一) (13)	六呂師 (一) (12)	六呂師 (一) (11)	六呂師 (一) (10)	六呂師 (一) (9)	六呂師 (一) (8)	六呂師 (一) (7)	六呂師 (一) (6)	六呂師 (一) (5)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

錦町宇佐 (一) (20)	錦町宇佐 (一) (19)	錦町宇佐 (一) (18)	錦町宇佐 (一) (17)	錦町宇佐 (一) (16)	錦町宇佐 (一) (15)	錦町宇佐 (一) (14)	錦町宇佐 (一) (13)	錦町宇佐 (一) (12)	錦町宇佐 (一) (11)	錦町宇佐 (一) (10)	錦町宇佐 (一) (9)	錦町宇佐 (一) (8)	錦町宇佐 (一) (7)	錦町宇佐 (一) (6)	錦町宇佐 (一) (5)	錦町宇佐 (一) (4)	錦町宇佐 (一) (3)	錦町宇佐 (一) (2)	錦町宇佐 (一) (1)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

錦町宇佐郷(一)(7)	錦町宇佐郷(一)(6)	錦町宇佐郷(一)(5)	錦町宇佐郷(一)(4)	錦町宇佐郷(一)(3)	錦町宇佐郷(一)(2)	錦町宇佐郷(一)(1)	錦町宇佐(一)33	錦町宇佐(一)32	錦町宇佐(一)31	錦町宇佐(一)30	錦町宇佐(一)29	錦町宇佐(一)28	錦町宇佐(一)27	錦町宇佐(一)26	錦町宇佐(一)25	錦町宇佐(一)24	錦町宇佐(一)23	錦町宇佐(一)22	錦町宇佐(一)21
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

錦町宇佐郷(一)27	錦町宇佐郷(一)26	錦町宇佐郷(一)25	錦町宇佐郷(一)24	錦町宇佐郷(一)23	錦町宇佐郷(一)22	錦町宇佐郷(一)21	錦町宇佐郷(一)20	錦町宇佐郷(一)19	錦町宇佐郷(一)18	錦町宇佐郷(一)17	錦町宇佐郷(一)16	錦町宇佐郷(一)15	錦町宇佐郷(一)14	錦町宇佐郷(一)13	錦町宇佐郷(一)12	錦町宇佐郷(一)11	錦町宇佐郷(一)10	錦町宇佐郷(一)9	錦町宇佐郷(一)8
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

錦町大原(一)(7)	錦町大原(一)(6)	錦町大原(一)(5)	錦町大原(一)(4)	錦町大原(一)(3)	錦町大原(一)(2)	錦町大原(一)(1)	錦町宇佐郷(一)(40)	錦町宇佐郷(一)(39)	錦町宇佐郷(一)(38)	錦町宇佐郷(一)(37)	錦町宇佐郷(一)(36)	錦町宇佐郷(一)(35)	錦町宇佐郷(一)(34)	錦町宇佐郷(一)(33)	錦町宇佐郷(一)(32)	錦町宇佐郷(一)(31)	錦町宇佐郷(一)(30)	錦町宇佐郷(一)(29)	錦町宇佐郷(一)(28)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

美和町阿賀(一)(12)	美和町阿賀(一)(11)	美和町阿賀(一)(10)	美和町阿賀(一)(9)	美和町阿賀(一)(8)	美和町阿賀(一)(7)	美和町阿賀(一)(6)	美和町阿賀(一)(5)	美和町阿賀(一)(4)	美和町阿賀(一)(3)	美和町阿賀(一)(2)	美和町阿賀(一)(1)	錦町大原(一)(15)	錦町大原(一)(14)	錦町大原(一)(13)	錦町大原(一)(12)	錦町大原(一)(11)	錦町大原(一)(10)	錦町大原(一)(9)	錦町大原(一)(8)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

美和町阿賀(一) (32)	美和町阿賀(一) (31)	美和町阿賀(一) (30)	美和町阿賀(一) (29)	美和町阿賀(一) (28)	美和町阿賀(一) (27)	美和町阿賀(一) (26)	美和町阿賀(一) (25)	美和町阿賀(一) (24)	美和町阿賀(一) (23)	美和町阿賀(一) (22)	美和町阿賀(一) (21)	美和町阿賀(一) (20)	美和町阿賀(一) (19)	美和町阿賀(一) (18)	美和町阿賀(一) (17)	美和町阿賀(一) (16)	美和町阿賀(一) (15)	美和町阿賀(一) (14)	美和町阿賀(一) (13)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

美和町下畑(一) (20)	美和町下畑(一) (19)	美和町下畑(一) (18)	美和町下畑(一) (17)	美和町下畑(一) (16)	美和町下畑(一) (15)	美和町下畑(一) (14)	美和町下畑(一) (13)	美和町下畑(一) (12)	美和町下畑(一) (11)	美和町下畑(一) (10)	美和町下畑(一) (9)	美和町下畑(一) (8)	美和町下畑(一) (7)	美和町下畑(一) (6)	美和町下畑(一) (5)	美和町下畑(一) (4)	美和町下畑(一) (3)	美和町下畑(一) (2)	美和町下畑(一) (1)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

美和町下畑(一) (40)	美和町下畑(一) (39)	美和町下畑(一) (38)	美和町下畑(一) (37)	美和町下畑(一) (36)	美和町下畑(一) (35)	美和町下畑(一) (34)	美和町下畑(一) (33)	美和町下畑(一) (32)	美和町下畑(一) (31)	美和町下畑(一) (30)	美和町下畑(一) (29)	美和町下畑(一) (28)	美和町下畑(一) (27)	美和町下畑(一) (26)	美和町下畑(一) (25)	美和町下畑(一) (24)	美和町下畑(一) (23)	美和町下畑(一) (22)	美和町下畑(一) (21)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

大山(一) (3)	大山(一) (2)	大山(一) (1)	入野(一) (4)	入野(一) (3)	入野(一) (2)	入野(一) (1)	行正(一) (1)	近延(一) (1)	寺山(一) (1)	上田(一) (1)	保木(一) (4)	保木(一) (3)	保木(一) (2)	保木(一) (1)	角(一) (1)	土生(一) (3)	土生(一) (2)	土生(一) (1)	美和町下畑(一) (41)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	土石流	"

柱野(4)	柱野(3)	柱野(2)	柱野(1)	竹安(2)	竹安(1)	伊房(2)	伊房(1)	甘木(8)	甘木(7)	甘木(6)	甘木(5)	甘木(4)	甘木(3)	甘木(2)	甘木(1)	大山(7)	大山(6)	大山(5)	大山(4)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

六呂師(3)	六呂師(2)	六呂師(1)	柱野(21)	柱野(20)	柱野(19)	柱野(18)	柱野(17)	柱野(16)	柱野(15)	柱野(14)	柱野(13)	柱野(12)	柱野(11)	柱野(10)	柱野(9)	柱野(8)	柱野(7)	柱野(6)	柱野(5)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

錦町宇佐(7)	錦町宇佐(6)	錦町宇佐(5)	錦町宇佐(4)	錦町宇佐(3)	錦町宇佐(2)	錦町宇佐(1)	叶木(3)	叶木(2)	叶木(1)	六呂師(13)	六呂師(12)	六呂師(11)	六呂師(10)	六呂師(9)	六呂師(8)	六呂師(7)	六呂師(6)	六呂師(5)	六呂師(4)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

錦町宇佐郷(2)	錦町宇佐郷(1)	錦町宇佐(25)	錦町宇佐(24)	錦町宇佐(23)	錦町宇佐(22)	錦町宇佐(21)	錦町宇佐(20)	錦町宇佐(19)	錦町宇佐(18)	錦町宇佐(17)	錦町宇佐(16)	錦町宇佐(15)	錦町宇佐(14)	錦町宇佐(13)	錦町宇佐(12)	錦町宇佐(11)	錦町宇佐(10)	錦町宇佐(9)	錦町宇佐(8)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

錦町宇佐郷(22)	錦町宇佐郷(21)	錦町宇佐郷(20)	錦町宇佐郷(19)	錦町宇佐郷(18)	錦町宇佐郷(17)	錦町宇佐郷(16)	錦町宇佐郷(15)	錦町宇佐郷(14)	錦町宇佐郷(13)	錦町宇佐郷(12)	錦町宇佐郷(11)	錦町宇佐郷(10)	錦町宇佐郷(9)	錦町宇佐郷(8)	錦町宇佐郷(7)	錦町宇佐郷(6)	錦町宇佐郷(5)	錦町宇佐郷(4)	錦町宇佐郷(3)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

美和町阿賀(6)	美和町阿賀(5)	美和町阿賀(4)	美和町阿賀(3)	美和町阿賀(2)	美和町阿賀(1)	錦町大原(13)	錦町大原(12)	錦町大原(11)	錦町大原(10)	錦町大原(9)	錦町大原(8)	錦町大原(7)	錦町大原(6)	錦町大原(5)	錦町大原(4)	錦町大原(3)	錦町大原(2)	錦町大原(1)	錦町宇佐郷(23)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

美和町下畑(7)	美和町下畑(6)	美和町下畑(5)	美和町下畑(4)	美和町下畑(3)	美和町下畑(2)	美和町下畑(1)	美和町阿賀(19)	美和町阿賀(18)	美和町阿賀(17)	美和町阿賀(16)	美和町阿賀(15)	美和町阿賀(14)	美和町阿賀(13)	美和町阿賀(12)	美和町阿賀(11)	美和町阿賀(10)	美和町阿賀(9)	美和町阿賀(8)	美和町阿賀(7)
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。	美和町下畑(25)	美和町下畑(24)	美和町下畑(23)	美和町下畑(22)	美和町下畑(21)	美和町下畑(20)	美和町下畑(19)	美和町下畑(18)	美和町下畑(17)	美和町下畑(16)	美和町下畑(15)	美和町下畑(14)	美和町下畑(13)	美和町下畑(12)	美和町下畑(11)	美和町下畑(10)	美和町下畑(9)	美和町下畑(8)
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃



(六四〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年二月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十二月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 須佐大橋コミュニティ広場

代表者の氏名 伊藤 一男

主たる事務所の所在地 萩市大字須佐三一九五番地の一

三 定款に記載された目的

地域の遊休施設及び設備並びにその周辺の自然に集うすべての人々に対して、恵まれた環境において気楽に交流して憩う空間の中で、物づくりの体験、趣味、特技等の伝統的な文化を学んでもらい、及び地域の特産品、生産物等の地産地消の活動に参加して喜びを体感してもらおう事業を行うことにより、地域社会及び地域経済を活性化し、並びにそこに集う人々の心を癒し、かつ、育んで地域の活力を醸成し、もって明るく活動的なまちづくり及び地域づくりに寄与すること。

(六四一) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十九年十二月二十八日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名 美祢市
事業の名称 植松地区 昭和三一、七、三〇 平成 六、三、二五
工事着手時期
工事完了時期
ほ場の整備

(六四二) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、美祢市三光地区の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十二月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

美祢市三光地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年一月四日から同月二十三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年十二月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出年月日
血田民井党山口支部 周南市第四区	友広 巖	内山 孔二	周南市河東町9番3号	1以上の市町村の区域等を単位として設けられた政党(血田民井党)	平成19、11、2

山口県選挙管理委員会告示第九十六号

知事選挙関係正決（昭和二十三年法律第百九十四号）第七條第一項の規定による開票日
 及び知選団体の開票事項は、次のとおりである。

平成十九年十二月二十八日

山口県選挙管理委員会 選挙課 田 巖 啓 郎

自由民主党山口 県光市第一支部	河野 亨	福田 清志	光市島田2丁目23番10 号	本部）の支部 1以上の区域を 単位として設 けられた政党支部 （自由民主党 本部）の支部 1以上の区域を 単位として設 けられた政党支部 （自由民主党 本部）の支部	"	8、20
自由民主党山口 県山口市第五支 部	藤生 通陽	道中 豊明	山口市小郡下郷761の 4		"	9、11
井本義朗後援会	井本 義朗	井本 里佳	周南市大神3丁目2番 26号		"	10、16
岩田淳司後援会	岡本 修二	岩田美智子	" 大字久米1120の 4		"	15
内田和夫後援会	田中 和夫	内田 真一	下関市豊田町大字鷹子 333の2		"	6、29
河村龍男後援会	森本 新一	河村 律子	光市中央6丁目20番2 号		"	5、9
木村一彦後援会	吉村尚治郎	吉武つとむ	防府市岩島2丁目5番 30号		"	18
小坂玲子後援会	國田 幸梶	藤井 良治	周南市大字櫛ヶ浜118		"	9、13
坂本心次後援会	沢野 成美	谷林真由美	" 大字久米2811の 5		"	11、14
新市創生会	伊東 義美	末永 延義	美祿市大嶺町東分3417 の5		"	9、10
政治連盟山口県 佐藤まさひさを 支える会	高橋 佳嗣	瀧口 尊介	山口市大内御堀583		"	6、11
たかむら勉強会	高邑 勉	近江 亜希	" 中央5丁目8番 12号		"	8、20
土屋はるみ後援 会	清永 一彦	大江 信義	周南市大字戸田2773		"	6、27
徳原ひさかず後 援会	徳原 淳美	徳原 敦子	" 大字下上927		"	5、22
野村幹男後援会	持光 孝人	野村 幹男	山口市鑄銭司1315		"	6、5
村田弘司後援会	木村 周作	赤間 裕也	美祿市於福町下2869の 11		"	10、"

政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動 内 容		備 考 (開票日)
		新	旧	
自由民主党井森工業支部	会計責任者	岡本 哲夫	串崎 満雄	平成19、 5、25
自由民主党大島支部	代 表 者	新山 芳昭	河本 義人	"
	事 務 所	柳井市遠崎 1253	柳井市神代 4304の4	
自由民主党下関支部	"	下関市観音崎 町7番5号	下関市岬之町 11番20号	" 9、11
自由民主党徳地支部	代 表 者	伊藤 青波	石田 肇	"
	事 務 所	山口市徳地野 谷138	山口市徳地堀 3554	
自由民主党豊田支部	代 表 者	木本 暢一	一柳 武知	"
	会計責任者	日野原伸也	木本 暢一	
自由民主党光支部	代 表 者	河野 亨	河野 博行	"
	会計責任者	富田 清志	河野 亨	
自由民主党豊北支部	代 表 者	森脇 昭典	藤山 房雄	"
	会計責任者	中野 晋治	森脇 昭典	
自由民主党豊北支部	事 務 所	下関市豊北町 大字滝部3395 の2	下関市豊北町 大字神田上 257の1	" 5、25

自由民主党柳井支部	代 表 者	長谷川 忠男	宮地 定雄	" 7、19
	事 務 所	柳井市南町3丁目6番7号	柳井市新市沖2番13号	
自由民主党山口県岩国市第四支部	代 表 者	岩国市関戸1丁目110番1号	岩国市錦町広瀬48の1	" 5、25
	事 務 所	岩国市関戸1丁目110番1号	岩国市錦町1丁目6番10号	
自由民主党山口県支部連合会	代 表 者	守田 宗治	山手 卓男	" 6、11
	事 務 所	西本健治郎	西本 輝男	
自由民主党山口県下関市第三支部	代 表 者	下関市吉見本町1丁目3番29号	下関市秋根本町1丁目6番10号	" 10、24
	事 務 所	下関市吉見本町1丁目3番29号	下関市秋根本町1丁目6番10号	
自由民主党山口県道路安全施設協会支部	代 表 者	辻村 義光	九内 庸志	" 5、8
	事 務 所	国森 武徳	谷村 忠司	
自由民主党山口県ときわ会支部	代 表 者	下関市竹崎町4丁目3番1号	下関市竹崎町4丁目4番3号	" 9、11
	事 務 所	下関市竹崎町4丁目3番1号	下関市竹崎町4丁目4番3号	
自由民主党山口県内航海運支部	代 表 者	中村 龍雄	龍川 旦	" 7、17
	事 務 所	中村 龍雄	龍川 旦	
自由民主党山口県旅客船支部	代 表 者	地田 邦彦	大藤 行夫	" 5、1
	事 務 所	"	"	
民主党山口県第1区総支部	代 表 者	高邑 勉	平岡 秀夫	" 9、27
	事 務 所	山口市中央5丁目8番12号	山口市榎木町1番38号	
民主党山口県第2区総支部	代 表 者	岩国市川下町1丁目4番11号	岩国市車町1丁目13番13号	" 11、1
	事 務 所	岩国市川下町1丁目4番11号	岩国市車町1丁目13番13号	
今倉一勝後援会	代 表 者	久行 保徳	内富 真次	" 6、"
	事 務 所	周南市大字大島391の7	周南市松保町8番5号	
岩本あきむか後援会	代 表 者	佐藤 勝美	藤井 敬治	" 10、11
	事 務 所	佐藤 勝美	藤井 敬治	
木村健一即後援会	代 表 者	木村 敬子	佐野 クニ	" 5、24
	事 務 所	木村 敬子	佐野 クニ	
木本暢一後援会	代 表 者	下関市豊田町大字西市32	豊浦郡豊田町大字西市32	" 7、13
	事 務 所	下関市豊田町大字西市32	豊浦郡豊田町大字西市32	

建委会	代 表 者	岩国市関戸1丁目110番1号	岩国市錦町広瀬48の1	" 5、30
	事 務 所	岩国市関戸1丁目110番1号	岩国市錦町広瀬48の1	
江翔会	代 表 者	下関市豊船町3丁目16番47号	下関市田中町16番7号	" 31
	事 務 所	下関市豊船町3丁目16番47号	下関市田中町16番7号	
小林ますむ後援会	代 表 者	岩国市玖珂町1551の2	玖珂郡玖珂町1551の2	" 8
	事 務 所	岩国市玖珂町1551の2	玖珂郡玖珂町1551の2	
重枝尚治後援会	代 表 者	井上 勝彦	松田 幸雄	" 10、15
	事 務 所	下関市豊船町3丁目16番47号	下関市田中町16番7号	
市民連合下関	代 表 者	野村由己子	平岡フサ子	" 5、31
	事 務 所	野村由己子	平岡フサ子	
秀友会	代 表 者	岩国市車町1丁目13番13号	岩国市榎町2丁目11番41号	" 29
	事 務 所	岩国市車町1丁目13番13号	岩国市榎町2丁目11番41号	
純友会	代 表 者	山口市中河原町4番5号	山口市吉敷2234の6	" 6、18
	事 務 所	山口市中河原町4番5号	山口市吉敷2234の6	
白井博文後援会	代 表 者	長谷川 真幸	田中 修	" 11、1
	事 務 所	長谷川 真幸	田中 修	
新谷和彦後援会	代 表 者	長富 光造	大嶋 宏史	" 15
	事 務 所	長富 光造	大嶋 宏史	
税理士による平岡秀夫後援会	代 表 者	岩国市麻里布町3丁目16番9号	岩国市山手町2丁目1番3	" 9、3
	事 務 所	岩国市麻里布町3丁目16番9号	岩国市山手町2丁目1番3	
全国保育政治連盟山口県支部	代 表 者	秋田 安世	御園生邦昭	" 10
	事 務 所	秋田 安世	御園生邦昭	
田村順玄後援会	代 表 者	田中 義道	秋田 安世	" 2、9
	事 務 所	田中 義道	秋田 安世	
西田宏三後援会	代 表 者	萩市大字恵美須町102	周南市遠石1丁目8番23号	" 10、22
	事 務 所	萩市大字恵美須町102	周南市遠石1丁目8番23号	
西本てるお後援会	代 表 者	弘中 壽	榎原 伸夫	" 2、9
	事 務 所	弘中 壽	榎原 伸夫	
日本業業政治連盟山口県支部	代 表 者	西本健治郎	森信 昭二	" 24
	事 務 所	西本健治郎	森信 昭二	
日本業業政治連盟山口県支部	代 表 者	下関市吉見本町1丁目3番29号	下関市秋根本町1丁目6番10号	" 1
	事 務 所	下関市吉見本町1丁目3番29号	下関市秋根本町1丁目6番10号	

山口県選挙管理委員会告示第九十七号

政治団体の名称等（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた離職等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年十一月二十八日

山口県選挙管理委員会 粟田 健 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県岩国市第一支部	武田 孝之	勝井 清志	岩国市土生1130の1	平成19、10、31
自由民主党山口県下松市第一支部	橋本 憲二	菅野 一彦	下松市東柳2丁目4番16号	" 5、2
自由民主党山口県港湾支部	河野 光伸	中澤 慧	山口市中央4丁目5番16号	" 6、11
自由民主党山口県下関市第三支部	西本健治郎	西本 英美	下関市吉見本町1丁目3番29号	" 10、23
自由民主党山口県土地改良建設支部	野稻 忠男	中村 稔	山口市大手町7番4号	" 5、31
自由民主党山口県光市第二支部	貞兼 康伸	吉田 芳和	光市虹ヶ浜3丁目4番6号	" 18
自由民主党山口県文教振興支部	重宗 紀彦	重宗 知夫	山口市下小崎6320の1	平成18、3、31
自由民主党山口県山口市第三支部	宮川 英之	関矢 鎮雄	" 大内矢田9180D10	平成19、6、20
秋本肇寿後援会	中村 康正	吉村 忠義	美祿郡秋芳町大字青景1812	平成17、12、31
伊藤博彦後援会	前田 良一	勝谷 悦子	山陽小野田市大字厚狭220の1	平成18、" 27
宇部政治経済研究会	末山 哲英	武野 平幸	宇部市中央町1丁目6番24号	" 11、28
沖谷和夫後援会	長谷川八ナ	山本 茂祝	" 大字船木671	平成19、5、29
河村和登後援会	北村 正次	山本 博	周南市大字大島785	" 6、15
河村和登とおゆむ会	河村 和登	"	"	" "
河村龍男後援会	森本 新一	河村 律子	光市中央6丁目20番2号	" 3、31

野村こうじ後援会	代表者	山本 貞壽	永田 秀一	" " 16
教維新ネット21	事務所	萩市大字椿東4162	萩市大字下五箇町18	" " "
畑原基成後援会	"	岩国市関戸1丁目110番1号	岩国市錦町広瀬48の1	" 5、30
原田しげる後援会	代表者	磯部 英幸	原田 幸男	" 9、26
平岡秀夫後援会	事務所	岩国市川下町1丁目4番11号	岩国市連町1丁目13番13号	" 11、1
福田良彦後援会	"	" 南岩国町5丁目13番10号	" 通津1774の3	" 9、"
藤生通陽後援会	"	山口市小郡下郷761の4	山口市小郡下郷2227	" 25
松原忠志後援会	代表者	井上 嘉稔	古谷 紀一	" " 4
森戸よしみ後援会	会計責任者	森戸 恵美	石川 雅登	" 11、5
山口県医師連盟	事務所	山口市吉敷下東3丁目1番1号	山口市吉敷3325の1	" " 26
山口県行政書士政治連盟	会計責任者	小石川年男	八木 哲郎	" 7、5
山口県土地家屋調査士政治連盟	"	白木 博	三好 一敬	" 6、"
山口県トラク運動政策協議会	"	坂田 俊平	吉村 勲	" " "
山口県民社協会	代表者	柴田 敏彰	浅井 繁勝	" 7、25
山下憲章後援会	会計責任者	山下 昭子	土江真喜子	" 6、28
よしき晶彦後援会	事務所	岩国市錦見1丁目12番17号	岩国市岩国2丁目16番7号	" 10、9
渡辺純忠後援会	"	山口市中河原町4番5号	山口市吉敷3234の6	" 6、18

河村哲夫後援会	福田 哲也	河村 和男	宇部市大字西万倉1551の1	" 4、30
川本健吾後援会	川本 健吾	秦六 菊枝	熊毛郡平生町大字平生町439	" 9、"
河本史朗後援会	東 芳正	河本 由恵	" " 大字大野北1549	平成18、12、31
木村一彦後援会	吉村尚治郎	吉武つとむ	防府市岩島2丁目5番30号	平成16、30
憲友会	橋本 憲二	菅野 一彦	下松市東柳2丁目4番16号	平成19、5、2
小山登義後援会	杉 一清	城 喜七郎	岩国市玖珂町6107の1	平成18、10、31
再生周南の会	中本 清竝	森脇 忠幸	周南市千代田町9番1号	平成19、5、14
坂本心次後援会	坂本 心次	小松 京子	" " 大字久米324の51	平成16、12、30
貞兼康伸後援会	林 君夫	貞兼 妙子	光市虹ヶ浜3丁目4番6号	平成19、5、18
佐藤信二後援会岩国支部	田村 敏夫	齋野 耕二	岩国市車町2丁目5番21号	" 9、30
信栄会	轟 渡	川端須磨子	熊毛郡田布施町大字下田布施479の3	" "
伸光会	貞兼 康伸	貞兼 妙子	光市虹ヶ浜3丁目4番6号	" 5、18
武田孝之を励ます会	石井 明光	酒井 恒嘉	岩国市麻里布町5丁目6番1号	" 10、31
だてみのる後援会	吉野 一	中島 真哉	美祢市大嶺町東分3423の21	" 4、30
中嶋光雄後援会	中嶋 光雄	吉村 之男	山陽小野田市大字山川675	" 6、18
西本てるお後援会	西本健治郎	西本 英美	下関市吉見本町1丁目3番29号	" 10、23
野村幹男後援会	持光 孝人	野村 敏介	山口市鑄銭司1315	" 5、31
萩雄新ネット21	山本 貞壽	三好 督	萩市大字椿東4162	" 10、12
ふじい正晴後援会	藤井 正晴	藤井イツ子	宇部市大字際波78の9	" 11、4
未来創造政経研究会	平岡 秀夫	穴水 正義	岩国市車町1丁目13番13号	" 10、31

村中斉を育てる会	村中 計	村中 良治	岩国市周東町瀬越2921	平成18、9、30
山名喬二後援会	瀬光 明	山名 文子	熊毛郡平生町大字佐賀21766の2	平成19、6、23
山根てるお後援会	山根 照男	藤中 克裕	下松市大字末武下469の11	平成18、4、20
山本哲朗をばげます会	山本 哲朗	山本 竹子	岩国市玖珂町6130	" 12、30
蓮華会	武田 孝之	酒井 恒嘉	岩国市麻里布町5丁目6番1号	平成19、10、31

山口県選挙管理委員会告示第九十八号

知事選挙不正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による開票があつた選挙管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年十二月二十八日 山口県選挙管理委員会 粟田 勉 同

選挙管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金		管 理 団 体	考 査 届 出 日 (指定届出日)
		名	称		
高 邑 勉	衆議院議員	たかむら勉強会	山口市中央5丁目8番12号	高 邑 勉	平成19、8、20

山口県選挙管理委員会告示第九十九号

知事選挙不正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による開票があつた選挙管理団体の候補者等は、次のとおりである。

平成十九年十二月二十八日 山口県選挙管理委員会 粟田 勉 同

資金管理団体の届出事項の異動の届出した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 項 目	異 動 内 容		備 考 (届出日)
				新	旧	
今倉 一勝	山口県議会議員	今倉一勝を応援する会	事務所	周南市大字大高391の7	周南市松保町8番5号	平成19、6、1

合志 宋一	"	栄山会	公職の種類	山口県議会議員	山口市長	"	10、24
平岡 秀夫	衆議院議員	秀友会	事務所	若国市車町1丁目13番13号	若国市楠町2丁目11番41号	"	5、29
藤生 通陽	山口県議会議員	藤生通陽後援会	"	山口市小郡下郷761番4号	山口市小郡下郷2227番	"	9、25
吉敷 晶彦	"	よしき晶彦後援会	"	若国市錦見1丁目12番17号	若国市若国2丁目16番7号	"	10、9
渡辺 純忠	山口市長	純友会	"	山口市中河原町4番5号	山口市吉敷3234の6	"	6、16

山口県選挙管理委員会告示第百三十三号

対称選挙規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定による出選があった回頭第二号の選挙事務の資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年十一月二十八日

山口県選挙管理委員会 収入課長 櫻田 健 昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備 考 (資金管理団体でなくなくなった旨の届出年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地 代表者の氏名	
河村 和登	周南市長	河村和登とあゆむ会	周南市大字大島785	河村 和登 平成19、6、22
川本 健吾	平生町議会議員	川本健吾後援会	熊毛郡平生町大字平生町439	川本 健吾 " 10、4
武田 孝之	山口県議会議員	蓮華会	岩国市麻里布町5丁目6番1号	武田 孝之 " 11、13
橋本 憲二	"	憲友会	下松市東柳2丁目4番16号	橋本 憲二 " 5、2
藤井 正晴	宇部市議会議員	ふじい正晴後援会	宇部市大字際波78の9	藤井 正晴 " 11、6
山根 照男	下松市議会議員	山根てるお後援会	下松市大字末武下469の11	山根 照男 " 10、18

山口県選挙管理委員会告示第百三十四号

対称選挙規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定の例による出選があった選挙事務の資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年十一月二十八日

山口県選挙管理委員会 収入課長 櫻田 健 昭

資 金 管 理 団 体	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	備 考
翔輝会	"	下関市吉見本町1丁目3番29号	西本健治郎	平成19、10、24	資金管理団体の届出を した者の死亡に伴う届出 であり、資金管理団体の 届出をした者の氏名は山 口県議員である。



監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第4項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成19年12月28日

山口県監査委員 新 谷 和 彦
同 先 城 尚
同 神 田 忠 二 郎
同 村 田 博

監査の結果に関する報告

監 査 箇 所	監 査 年 月 日	監 査 委 員 名
職員厚生課	平成19年8月27日	村 田 博
学事文書課	" 24日	先 城 尚
管財課	" 27日	村 田 博
防災危機管理課	" 24日	新 谷 和 彦

第 1917 号		(期 日)		聲 明 書		日 付		平 成 19 年 12 月 28 日	
衛生看護学院	"	"	24日	先竹	城田	憲義	尚廣	博彦	尚廣
萩看護学校	"	"	6月8日	新村	先谷	和憲	博彦	尚廣	博彦
精神保健福祉センター	"	"	7月17日	新村	先谷	和憲	博彦	尚廣	博彦
中央児童相談所	"	"	8月6日	新村	先谷	和憲	博彦	尚廣	博彦
周南	"	"	7月24日	新村	先谷	和憲	博彦	尚廣	博彦
下関	"	"	7月17日	新村	先谷	和憲	博彦	尚廣	博彦
育成学校	"	"	5月23日	"	"	"	"	"	"
身体障害者福祉センター	"	"	"	"	"	"	"	"	"
このみ園	"	"	6月18日	"	"	"	"	"	"
松光園	"	"	5月7日	"	"	"	"	"	"
計量検定所	"	"	7月5日	竹	田	義	廣	彦	尚
産業技術センター	"	"	7月17日	新	谷	和	尚	廣	彦
産業技術センター	"	"	7月17日	新	谷	和	尚	廣	彦
東部高等産業技術学校	"	"	7月17日	新	谷	和	尚	廣	彦
西部	"	"	8月24日	竹	先	田	義	廣	博
下関農林事務所	"	"	8月19日	竹	先	田	義	廣	博
長門	"	"	8月25日	竹	先	田	義	廣	博
萩	"	"	8月30日	竹	先	田	義	廣	博
下関水産振興局	"	"	8月2日	竹	先	田	義	廣	博
防府水産事務所	"	"	8月21日	竹	先	田	義	廣	博
萩	"	"	5月31日	竹	先	田	義	廣	博
下関土木建築事務所	"	"	8月2日	竹	先	田	義	廣	博
萩	"	"	8月21日	竹	先	田	義	廣	博
萩	"	"	9月10日	竹	先	田	義	廣	博
錦川総合開発事務所	"	"	8月20日	竹	先	田	義	廣	博
菅野タム管理事務所	"	"	8月20日	竹	先	田	義	廣	博
山口宇部空港事務所	"	"	9月9日	竹	先	田	義	廣	博
柳井高等学校	"	"	6月15日	竹	先	田	義	廣	博
柳井工業	"	"	6月15日	竹	先	田	義	廣	博
田布施農業	"	"	7月20日	竹	先	田	義	廣	博
田布施工業	"	"	7月20日	竹	先	田	義	廣	博
南陽工業	"	"	8月24日	竹	先	田	義	廣	博
防府	"	"	8月20日	竹	先	田	義	廣	博
防府西	"	"	7月5日	竹	先	田	義	廣	博
防府商業	"	"	7月5日	竹	先	田	義	廣	博
佐波	"	"	5月23日	竹	先	田	義	廣	博
山口	"	"	8月6日	竹	先	田	義	廣	博
西京	"	"	"	竹	先	田	義	廣	博
宇部中央	"	"	5月16日	竹	先	田	義	廣	博
宇部工業	"	"	7月17日	竹	先	田	義	廣	博
宇部工業	"	"	7月17日	竹	先	田	義	廣	博
小野田	"	"	5月16日	竹	先	田	義	廣	博
厚狭	"	"	"	竹	先	田	義	廣	博
小野田工業	"	"	6月18日	竹	先	田	義	廣	博
大嶺	"	"	7月7日	竹	先	田	義	廣	博
美祿工業	"	"	"	竹	先	田	義	廣	博
田部	"	"	7月19日	竹	先	田	義	廣	博
西市	"	"	7月25日	竹	先	田	義	廣	博
長府	"	"	8月17日	竹	先	田	義	廣	博
下関西	"	"	"	竹	先	田	義	廣	博
響	"	"	5月31日	竹	先	田	義	廣	博
萩	"	"	6月7日	竹	先	田	義	廣	博
萩商業	"	"	"	竹	先	田	義	廣	博
萩工業	"	"	"	竹	先	田	義	廣	博
奈古	"	"	8月8日	竹	先	田	義	廣	博
防府養護学校	"	"	5月31日	竹	先	田	義	廣	博
豊浦	"	"	"	竹	先	田	義	廣	博
岩国警察署	"	"	6月18日	竹	先	田	義	廣	博
柳井	"	"	6月15日	竹	先	田	義	廣	博
岩国西	"	"	7月18日	竹	先	田	義	廣	博
光	"	"	7月20日	竹	先	田	義	廣	博
防府	"	"	9月6日	竹	先	田	義	廣	博
宇部	"	"	7月24日	竹	先	田	義	廣	博
小野田	"	"	6月18日	竹	先	田	義	廣	博
小野田	"	"	5月31日	竹	先	田	義	廣	博
長門	"	"	6月8日	竹	先	田	義	廣	博
下関	"	"	7月19日	竹	先	田	義	廣	博
長府	"	"	6月1日	竹	先	田	義	廣	博

企業局 " 7月10日 新谷和彦
先城憲尚
竹田義廣
村田博博

監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正と認められたが、なお、改善留意すべき事項は、次のとおりである。

環境政策課

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「規則」という。）第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

厚政課

生活保護費返還金及び介護福祉士修学資金返納金の収入未済があった。

長寿社会課

高齢者住宅整備資金貸付金の収入未済があった。

農業経営課

農業改良資金貸付金の収入未済があった。

水産振興課

沿岸漁業改善資金貸付金の収入未済があった。

河川課

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

住宅課

通勤手当の認定を誤っているものがあった。
なお、誤払いとなった金額については、返納済みである。

教育庁人権教育課

高等学校等進学奨励費の収入未済があった。

美術館

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

萩美術館・浦上記念館

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

周南健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

防府健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

宇部健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金連約金の収入未済があった。

長門健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

環境保健センター

通勤手当の認定を誤っているものがあった。
なお、誤払いとなった金額については、返納済みである。

萩看護学校

業務委託契約において、随意契約によることとした理由が不適当なものがあった。

精神保健福祉センター

1 扶養手当の支給額を誤っているものがあった。
なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。

2 物品製作売買契約において、契約の相手方から見積書を提出させていないものが

<p>あった。</p> <p>3 契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品製作売買契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。</p> <p>中央児童相談所</p> <p>児童保護費及び情緒障害児短期治療施設運営費の収入未済があった。</p> <p>周南児童相談所</p> <p>児童保護費の収入未済があった。</p> <p>下関児童相談所</p> <p>児童保護費の収入未済があった。</p> <p>児童自立支援施設運営費の収入未済があった。</p> <p>松光園</p> <p>ろうあ児施設運営費の収入未済があった。</p> <p>下関水産振興局</p> <p>荷さばき所その他の建物及び各種漁港施設の敷地の使用料並びに各種漁港施設の敷地及び漁港区域内の水域における水面の占用料の収入未済があった。</p> <p>下関土木建築事務所</p> <p>庁用自動車の継続検査の時期が遅延しているものがあった。</p> <p>萩土木建築事務所</p> <p>令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。</p> <p>山口宇部空港事務所</p> <p>1 空港事務所運営費の収入未済があった。 なお、現在は、収入済みである。</p> <p>2 契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。</p>	<p>山口高等学校</p> <p>契約金額が規則第130条第1号に規定する額を超える工事請負契約において、契約書の作成を省略し、契約の相手方から請書を提出させているものがあった。</p> <p>小野田高等学校</p> <p>通勤手当の支給額を誤っているものがあった。 なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。</p> <p>西市高等学校</p> <p>契約金額が規則第130条第1号に規定する額を超える工事請負契約において、契約書の作成を省略し、契約の相手方から請書を提出させているものがあった。</p> <p>企業局</p> <p>地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第1号に該当する物品修繕の随意契約において、山口県企業局財務規程（昭和40年山口県企業管理規程第7号）第150条第1項の規定によりその例によることとされる規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。</p>
<p>（定期）</p>	<p>意見</p> <p>1 児童保護費、情緒障害児短期治療施設運営費等に係る負担金の徴収の事務について随時の収入で納入通知書を発するものの会計年度所属は、当該納入通知書を発した日の属する年度によることとされているが、児童保護費、情緒障害児短期治療施設運営費等に係る負担金の徴収に当たり、納入通知書を発した日の属する年度に所属せずに入収入の原因が発生した日の属する年度に所属させているものが見受けられた。</p> <p>ついては、電算処理システム及び事務処理の体制の改善及び整備を図るなど、歳入に係る事務の適正化について検討されたい。</p> <p>2 著作物再販制度を利用しないで販売される著作物の購入の事務について著作物再販制度（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第23条第4項の規定に基づき、同法の規定の適用を受けられないで著作物の再販売価格を決定し、これを維持するために行うことができる制度をいう。）を利用しないで販売される住宅地図その他の著作物について、2人以上の者から見積書を提出させないで随意契約により購入しているものが見受けられた。</p> <p>ついては、規則第167条第1項の規定に従い、可能な限り競争原理が働くようにして、購入の事務を適正化するように努められたい。</p>
<p>山口県</p> <p>平成19年12月28日</p>	<p>山口県</p> <p>平成十九年十二月二十八日印刷</p> <p>平成十九年十二月二十八日発行</p> <p>発行所 山口県庁</p> <p>〒750-0001 山口県下関市</p> <p>代表1 徳田 金三十五郎（萩市長）</p>